

相模原市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、危機管理局の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年5月28日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

1 監査の期日

平成26年5月27日

2 監査の対象及び方法

この監査は、危機管理局において、平成25年度（平成26年3月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

（1）危機管理課

各事業の支出に関する事務

（2）緊急対策課

各事業の支出に関する事務

3 監査の結果

（1）注意事項

ア 危機管理課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、委託料の契約事務において、次のような不適切な事例が見られた。

（ア）非常用発電設備等保守点検業務委託他2件の委託契約において、契約書約款に、契約締結前の条件とすべき落札決定の取消しに係る条項を規定していた。また、非常用発電設備等保守点検業務委託については、引用している条例が特定できなかった。

（イ）自主防災組織訓練指導等業務委託において、契約書約款の特記事項に、相模原市個人情報取扱事務委託基準に基づく届出等を規定していなかった。また、約款中、引用している条項が誤っていた。

（ウ）防災備蓄品・案内板等維持管理業務委託において、随意契約の相手方から徴した見積書の点検箇所数及び金額に誤りがあったにもかかわらず、見積書の金額で契約を締結した。

契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、事務処理方法や確認体制を見直すなど、再発防止に取り組むよう注意する。

イ 緊急対策課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、委託料の契約事務において、次のような不適切な事例が見られた。

- (ア) 平成25年度相模原市総合防災訓練(第34回九都県市合同防災訓練相模原市会場)運営支援業務委託において、契約書約款に、契約締結前の条件とすべき落札決定の取消しに係る条項を規定している事例や、引用している条例が特定できない事例、条項の内容が重複している事例など、不適切な記載があった。
- (イ) 防災行政用同報無線保守点検業務委託において、誤った点検箇所数を記載した仕様書及び見積書に基づき、契約を締結した。

契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、事務処理方法や確認体制を見直すなど、再発防止に取り組むよう注意する。

- (2) 危機管理局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。